

東京証券取引所 金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について
に対する意見提出(2024.1.17)

2023年11月の金融商品取引法改正の成立により、四半期報告書(第1・第3四半期)が四半期決算短信に一本化されることとなったことに伴い、日本取引所グループ東京証券取引所は、上場制度の整備を行うこととし、四半期財務諸表等作成基準等を公表した。

経理委員会では、第1・第3四半期の決算短信公表後にレビュー報告書を開示(任意)する際、あらかじめ(既に公表した)決算短信を公表することは、実務が煩雑となるのみならず、市場参加者の混乱をきたす可能性があることから、(既に公表した)決算短信の再提示を不要とすることを求める旨の意見をとりまとめ、2024年1月17日、東京証券取引所に提出した。

政一発 第130号
2024年1月17日

日本取引所グループ
東京証券取引所 上場部 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する
上場制度の見直し等についてに対する意見提出の件

以下は、金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等についてに対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う。)のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている(末尾に当会の参加会社を記載)。

(当会コメント)

- ・ 決算短信・四半期決算短信 作成要領等(案)において、第1・第3四半期決算短信のレビューを任意で受ける場合の取り扱いとして最下段の案が提示されている。
- ・ この点、四半期開示の見直しに関する実務検討会の審議過程においては、サマリー情報に、「レビュー報告書を後日開示する場合、その旨を記載することにとどまっていたと理解している。(即ち、レビュー報告書のみを後日開示するものと理解される)
- ・ 今般提示された案に従うと、決算短信を1度開示した後に、その内容に変更が無いにもかかわらず、レビュー報告書提出時に改めて(日付を変更して)決算短信全体を開示することは決算情報に対して市場参加者に混乱をきたすことにつながり、また、企業実務としても煩雑になるため、決算短信の内容に変更が無い場合、決算短信の再開示は不要として頂きたい。(レビュー報告書の開示のみ)
- ・ また、再開示が必要となる場合、レビュー完了まで決算短信の開示を遅らせるといった行動を助長する虞があるが、これは決算情報の適時の開示という本来の趣旨とは逆行すると考えられることから、この観点からも、決算短信だけを先に開示した場合でも、レビュー報告書のみを後から添付書類として追加開示できるような形として頂きたい。

(レビューを任意で受ける場合)

この場合の開示時期については、レビューが完了する前とするか、それともレビューが完了次第とするか、上場会社においてご判断ください(前者の場合、レビュー完了後に改めてレビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信の開示が必要となります。)

以上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館20階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社